

鹿児島県
飲食店感染防止対策支援事業
【キャッシュレスの導入】

申請要領

令和2年8月

鹿児島県 商工政策課 商店街活性化推進室

【提出先・問合せ先】

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1

コールセンター：099-213-9192

受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）

ホームページ：

<http://www.pref.kagoshima.jp/af21/inshokuten-kansenbousi.html>

鹿児島県 飲食店 感染防止

検索

目次

I 感染防止対策支援事業（飲食店向け）【キャッシュレスの導入】

1 概要・・ P 1～3

2 Q & A・・ P 4～6

II 主な申請書類及び記入方法

1 申請書類送付状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

2 交付申請書及び交付請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8～9

3 添付書類例（領収書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

感染防止対策支援事業費補助金（飲食店向け）

～キャッシュレスの導入～

補助率
4 / 5

1 事業の目的

来店客が食事中にマスクを外さざるを得ない等のため他の業種よりも感染リスクが高い飲食店においては、鹿児島県が示す取組例や業界団体のガイドラインを基に感染防止対策を徹底する必要がある。

そこで、飲食店が感染防止に効果的なキャッシュレス決済手段を導入する経費を助成することにより、飲食店における新しい生活様式の徹底を図ることを目的とする。

2 補助金対象者

補助金の交付の目的となる飲食店（（1）及び（2）のとおり。）を経営する法人又は個人であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- ② 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして鹿児島県が定めること。

（1）飲食店の範囲

日本標準産業分類の「中分類 76-飲食店」のうち、右に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 食堂・レストラン（専門料理店を除く。）・ 専門料理店（日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店）・ そば・うどん店・ すし店・ 酒場・ビヤホール・ バー・キャバレー・ナイトクラブ・ 喫茶店・ その他の飲食店（ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼店、他に分類されない飲食店）
日本標準産業分類の「中分類 77-持ち帰り・配達飲食サービス業」のうち、右に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 持ち帰り飲食サービス業・ 配達飲食サービス業（学校や病院、施設など特定された多人数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所を除く。）

（2）補助金の交付の目的となる飲食店

- ① 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ② 営業の主たる目的が飲食店であること。
- ③ 店舗が鹿児島県内にあること。

3 補助率・補助上限額

補助率：4 / 5 以内

補助上限額：1 事業者あたり上限 20 万円

4 補助対象経費

次表に掲げる決済端末等又は事前注文・決済システムの導入費用（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日（水）から令和2年10月31日（土）までの間に導入し、かつ同日までに支払いがなされたもの

※ 物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

(1) 決済端末等

分野	コード	対象品目
①決済端末 非接触型の ・タッチ決済 ・電子マネー ・QRコード	101	据置型端末
	102	モバイル型端末
	103	モバイル決済端末（i P a d等の汎用端末と接続して使用）
	104	必要なソフトウェア
	105	設定費用
②レジ接続費	201	接続ケーブル
	202	設定費用
③汎用端末	301	i P a d等 ※QRコード決済の導入時期を証する書類及びシリアルナンバー（識別番号）が記載された書類（写し）の提出が必要 ※決済端末と同時に購入し、一体的に使用するものが対象 ※1店舗あたり1台限り ※汎用端末本体の補助対象額の上限は1台あたり34,800円（税抜）
④付属品	401	バーコードリーダー
	402	ディスプレイ（決済価格表示用）
	403	レシートプリンター
	404	S I Mカード（決済端末の使用に必要な場合）
	405	設置に必要な金具等
⑤設置費	501	機器据付に必要な設置費用（据付・配線工事費）

(2) 事前注文・決済システム

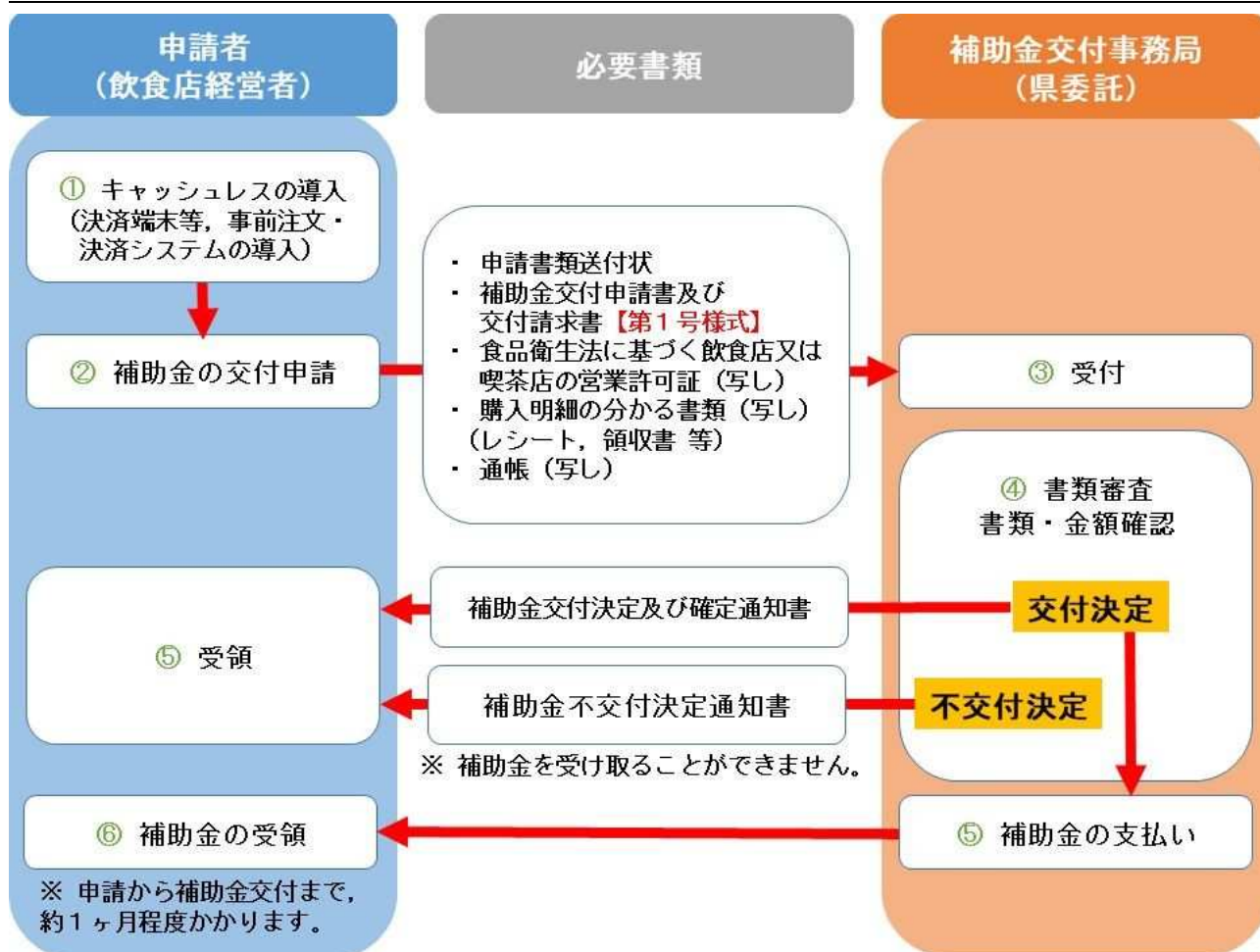
分野	コード	対象品目
①システム	701	事前注文・決済システム（オーダーステーションを含む）
	702	店内注文システムへの機能追加
②付属品	801	設置に必要な金具等
③設置費	901	機器据付に必要な設置費用（据付・配線工事費）

※ 原則として、決済事業者等を通じた調達を対象とする。

※ 次の経費は補助対象としない。

中古品、ネットワーク関係機器（ルータ、サーバ、無停電電源装置等）、通信費用（回線使用料等）、その他鹿児島県が補助対象外と判断した経費

5 申請の手続きフロー図



6 申請期間

令和2年8月24日(月)から令和2年11月2日(月)まで(消印有効)

7 申請書等の入手方法

- (1) 鹿児島県庁のホームページ(ホーム > 事業者の方々 > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 事業者向け情報 > [飲食店の感染防止対策支援](#))
- (2) 鹿児島県庁商工政策課, 各地域振興局・支庁総務企画課, 各離島事務所総務課(係)

8 申請方法

- (1) 郵送(新型コロナウイルスの感染防止の観点から, 持参による申請は受け付けません。)
 - ※ 簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。(郵送途中の紛失については, 当方は一切責任を負いかねます。)
 - ※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。

<宛先>

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

飲食店感染防止対策支援事業（キャッシュレスの導入）に係るQ & A

(1) 補助金対象者について		
1	本社は県外だが補助対象となるか。	経営する飲食店が補助の条件を満たした場合、補助対象となります。
2	大企業でも補助対象となるか。	経営する飲食店が補助の条件を満たした場合、補助対象となります。
3	2つ以上の飲食店を経営しているが、それぞれが補助対象となるか。	営業許可書を受けているそれぞれの飲食店が補助対象となります。この場合、申請しようとする全ての飲食店をまとめて1件として申請しなければなりません。
4	ホテル内のホテル直営の飲食店は補助対象になるか。	補助対象にはなりません。
5	パン屋・ケーキ店（店内で製造、販売）を営んでおり、飲食店営業許可を受け、イートインスペースで飲食できるようにしているが、補助対象の飲食店となるか。	製造、販売を行っており、営業の主たる目的が飲食店でない場合は、対象にはなりません。
6	フェリー内で船舶会社が経営するレストランは、補助対象の飲食店となるか。	営業の主たる目的がフェリーによる運送であるため対象にはなりません。
7	ゴルフ場経営者が経営する場内のレストランは、補助対象の飲食店となるのか。 また、テナント業者が経営するレストランは補助対象の飲食店となるのか。	営業の主たる目的がゴルフ場であるため対象にはなりません。 テナント業者が飲食店営業許可を受け、自ら経営している場合は、対象になります。
8	作り置きした弁当、総菜を販売し、店舗内での飲食もできるが、補助対象の飲食店になるか。	飲食料品が客の注文に応じ調理したものではないことから、補助対象にはなりません。
9	キッチンカーで客の注文に応じ調理した飲食料品を提供しているが、補助対象の飲食店になるか。	飲食料品が客の注文に応じ調理したものであるため、補助対象になります。
(2) 補助対象経費について		
1	店舗ごとにキャッシュレス（非接触型）を導入したい。	申請は可能ですが、申請は事業者（法人又は個人事業者）単位ですので、店舗をまとめて1件として申請いただくこととなります。
2	キャッシュレスの事業者を紹介してほしい。	県では業者の斡旋を行っておりません。必要な決済機能をご検討の上、決済事業者に直接お問い合わせください。
3	PayPayなどQRコード決済の導入を検討している。運用に当たってiPadが必要だが対象になるのか。	新たに導入する非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合は補助の対象であり、iPadの購入のみの場合は補助の対象にはなりません。 なお、申請の際はQRコード決済の導入時期を証する書類及び汎用端末（iPad等）のシリアルナンバー（識別番号）が記載された書類（写し）を提出していただきます。

		※ キャッシュレス決済以外の用途には使用しないでください。
4	すでに QR コード決済 (PayPay 等) を導入している。iPad が必要だと考えるが対象となるのか。	補助対象経費にはなりません。 非接触型の決済サービスを新たに導入し、一体的に使用する場合に限り対象となります。
5	QR コード決済の導入を検討しているが、決済事業者では汎用端末 (iPad 等) を販売していない。家電販売店で汎用端末を購入しても対象となるのか。	補助対象経費となります。 なお、この場合、決済サービスの契約日を起算日とする前後 2 週間以内に購入した場合を、「決済端末と同時に購入」と見なします。
6	汎用端末 (iPad 等) は、どのグレードでもよいのか。	構いません。 ただし、汎用端末本体の補助対象額の上限は 1 台あたり 34,800 円 (税抜) です。 (補助金相当額の上限は 27,840 円)
7	複数の端末を導入したい。iPad も同数を整備したいが対象になるのか。	補助の対象となる汎用端末 (iPad 等) の台数は 1 店舗につき 1 台限りです。
8	QR コード決済で使用している iPad の処理速度が最近遅いので、新しい iPad に更新したい。	対象対象経費にはなりません。
9	導入した汎用端末 (iPad 等) は、キャッシュレス以外でも使用してよいか。	決済端末と一体的に使用する場合は補助の対象であり、認められません。購入後 4 年以内に、目的外に使用したり譲渡するなどした場合、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
10	モバイル型端末 (汎用端末不要) を複数台整備したい。	補助対象経費になります。
11	Air レジは対象になるのか。	レジであり、補助対象経費にはなりません。
12	これまでクレジットカード (磁気, IC カード) に対応していた。決済事業者 (カード会社等) は変更しないで、新たに非接触型の読取端末を導入したい。対象になるのか。	対象になります。 契約している決済事業者の変更を伴わなくても、新たに非接触型の決済サービスを導入すれば補助の対象になります。
13	レシートプリンターのロール紙は対象になるのか。	ロール紙単体は補助対象経費にはなりません。ただし、レシートプリンターに付属する場合は対象となります。
14	付属品について、ドロワ (キャッシュドロワ) は対象にならないのか。	補助対象経費にはなりません。 (レジの機能を有することになるため)
15	券売機にキャッシュレスの機能を加えたい。	補助対象経費にはなりません。
16	決済端末の購入先とレジ接続を行った業者が異なるが、対象となるのか。	補助対象経費になります。
17	事前注文 (決済機能無し) のシステムを導入したい。	補助対象経費にはなりません。

18	事前注文・決済システムとはどのようなものか。	客から事前に注文を受け、同時に決済まで行うものです。システム構成として、事前注文・決済を処理する機器（オーダーステーション）が必要になる場合があります。
(3) 補助金の交付について		
1	申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。	申請書及び請求書の関係資料一式を受理後、不備がない場合は、1ヶ月以内を目処に対応します。
2	申請者と交付先の口座名義が違っていても、補助金は交付されるか。	交付できません。申請者と補助金交付先の口座名義は同じでなければなりません。
3	交付について、概算払いの制度はあるか。	概算払いは行いません。精算払いのみです。
(4) 申請手続きについて		
1	申請する事業費は税抜き費用で申請すればよいか。	消費税及び地方消費税を除いた費用で申請してください。
2	領収書だけでよいか。明細も必要か。	一式など詳細が確認できない領収書等の場合、明細（納品書等）を提出してください。
3	レシートも拳証書類となるのか。	補助対象の品目が明記されていれば、レシートも拳証書類となります。
4	複数回に分けて対象機器等を購入した場合でも、1回にまとめて申請できるか。	申請できます。
5	40万円分を購入し、そのうち25万円分を申請したが、交付決定額は12万円だった。追加で10万円分申請してよいか。	申請は1回のみです。追加申請はできないため、あらかじめ上限額を超えた分まで申請してください。
6	国の補助（持続化補助金）・市町村で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	申請できます。併用する補助金を交付している国・市町村に併用可能か確認した後、事業費の5分の4から国・市町村の補助を差し引いたときの残額か、本事業の補助額上限（20万円）のどちらか低い額が補助額（千円未満切り捨て）となります。
7	感染防止対策物品の購入等とキャッシュレスの導入の両方の申請はできるのか。	両方の申請は可能です。
8	インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。	原則として、飲食店の経営者（飲食店営業許可を受けた者）又は飲食店あての領収書等の提出が必要です。
9	領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。	原本ではなくコピーを提出してください。複数の物品を同時に購入した場合、明細（納品書等）のコピーも提出してください。
10	汎用端末等が品薄のため、10月末までに導入（納品）が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。	10月末までに導入する必要があることから、先払いしたものは補助対象にはなりません。
11	3月に導入し、4月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。	3月に導入していることから、補助対象にはなりません。

記入例（飲食店経営者用）
【キャッシュレスの導入】

受付番号

※記入不要です

申請書類送付状（飲食店キャッシュレスの導入）
（申請者による書類チェックシート）

書類が添付されているか記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、□にチェック✓を入れて、申請書類の一番上になるように並べてください。

【申請書類一式】

- 1 鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業費補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
- 2 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証の写し
- 3 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かるレシート、領収書等の写し）
- 4 振込先口座が分かる通帳等の写し（通帳の表紙の裏の見開き：カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）

{ ※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。
 法人の場合は当該法人の口座に限ります。

【申請内容】

- 1 申請日が令和2年8月24日から令和2年11月2日までの期間内であるか。
- 2 申請要領の1ページの2-(1)及び(2)に掲げる飲食店に該当するか。
- 3 営業の主たる目的が飲食店であるか。
- 4 複数の飲食店を経営している場合、申請しようとする全ての飲食店をまとめて1件として申請しているか。
- 5 営業許可証の「営業者氏名」「営業所の名称、屋号又は商号」が申請書の内容と一致するか。
- 6 誓約事項欄にチェックがあるか。
- 7 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- 8 交付申請額が、算定方法に基づき1,000円未満切り捨てになっているか。
- 9 領収書又はレシートの金額が申請書の内容と一致しているか。
- 10 品目が補助対象経費として申請要領の2ページに掲げるものに該当するか。
- 11 領収書又はレシートの日付が令和2年4月1日から令和2年10月31日までの期間内であるか。
- 12 領収書の宛名が記載されている場合、飲食店の経営者又は飲食店名と一致するか。
- 13 口座の名義が申請者と一致するか。
- 14 口座名義のフリガナが付されているか。

私は、申請書類一式がすべて揃っていること、記載内容に誤りがないことを確認しました。

〔申請者〕

住所 〒 ○○○-○○○
鹿児島県○○市○丁目○-○○

名称及び代表者 株式会社○○○○
職・氏名（個人の場合は氏名） ○○○○○○

担当者 ○○○○○○

電話番号 099-○○○-○○○○

記入例（飲食店経営者用）
【キャッシュレスの導入】

令和2年〇月〇日

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 殿

住 所 鹿児島県〇〇市〇丁目〇-〇〇

申請者 名 称 株式会社〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇〇

店 舗 名 〇〇〇〇店

印

鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業費（キャッシュレスの導入）
交付申請書及び交付請求書

鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業費（キャッシュレスの導入）補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及業費（キャッシュレスの導入）補助金交付要綱第8条の規定に基づき、また、下記誓約事項のとおり誓約します。

なお、補助金の額が決定した場合は、本申請をもって、確定した額を交付されたく請求します。

※法人の場合は会社の代表者印、個人の場合は個人印を押印し、請求書にも同一の印鑑を押印する。
※営業許可証を受けている者と申請者は同一とする。
（実態が異なっている場合、追加資料が必要となります。）

記

1 関係書類

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証の写し
- (2) 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かるレシート、領収書等の写し）
- (3) 通帳等の写し（口座情報が記載されているページ）

2 事業実績報告（収支予算）

(1) 支出の部（事業経費）

レシート等番号→ナンバリングしたレシート等に記入したナンバーを記入。
支 払 日→レシート等に記載のある支払日を記入。
支 出 先→レシート等に記載のある購入先を記入。

レシート等番号	支払日	支出先	補助対象経費税抜金額（円）
①	4/2	〇〇株式会社	78,700
②	9/9	〇〇電機	34,800
③	10/7	〇〇株式会社	150,000
④	10/9	〇〇株式会社	70,000
合 計			A 333,500

※（1）支出の部の合計と（2）収入の部の合計は必ず一致させる。（次ページへ続く）

(2) (補助対象経費に対する) 収入の部

財 源		金 額 (円)
県補助金	3の交付申請額と一致	200,000
国・市町村等補助金 (<input type="text" value="〇〇〇市感染防止対策支援補助金"/>)	B	50,000
自己資金		83,500
その他 ()		
合 計		333,500

※1,000円未満は切り捨てる。

3 補助金の申請額

交付申請額 (1,000円未満切り捨て)	200,000 円 (※)
----------------------	---------------

(※) (× 4 / 5 -)
 = と補助上限額 (20万円) を比較して低い額

【 事務局記載欄 】 *

※記入しないでください。

交 付 決 定 額	*	円	担 当 者 印
--------------	---	---	------------

<誓約事項> ※漏れなくチェック☑してください。

※チェック欄 (誓約の場合、□にチェックを入れてください。)

- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
- 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。
- 過去に当該補助金の交付を受けたことがありません。
- 申請する飲食店を運営する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例 (平成26年条例第22号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請する飲食店の経営に事実上参画していません。

4 振込先口座

金融機関名	<input type="text" value="〇〇〇"/>	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 5. その他 ()	<input type="text" value="〇〇"/>	本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番
預金種目	<input type="text" value="普通・当座"/>	口座番号	<input type="text" value="1 1 1 1"/>	<input type="text" value="1 1 1"/>
フリガナ	<input type="text" value="カ) 〇〇〇〇〇"/>			
口座名義	<input type="text" value="〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇〇"/>			

※振込口座は、法人又は個人口座のみ。
 ※口座名義及びフリガナは、通帳見開き1ページ目に記載のとおり記入する。

5 連絡先

担当者 連絡先	所属部署	<input type="text" value="株式会社〇〇〇〇"/>	担当者職・氏名	<input type="text" value="〇〇〇 〇〇〇〇"/>
	電話番号	<input type="text" value="099-〇〇〇-〇〇〇〇"/>	FAX番号	<input type="text" value="099-〇〇〇-〇〇〇〇"/>
	E-mail	<input type="text" value="〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇"/>		

※連絡がとれる正確な情報を記入する。

領収書等添付例（飲食店経営者用）
【キャッシュレスの導入】

※ 領収書に明細がない場合（領収書+納品書・請求書等の明細が分かるものを添付）

※交付申請書 2(1)支出の部（事業経費）の「レシート等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

②

領収書

株式会社〇〇〇〇 様

領収日 2020年9月9日

¥38,280円

（うち消費税3,480円）

上記の金額正に領収致しました

〇〇電機

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

②

納品書

2020年09月06日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇電機

商品名	数量	単価	金額	備考
i P a d	1	34,800	34,800	○
小計			34,800	
消費税			3,480	
合計			38,280	

301

34,800

※補助対象経費となる品目の合計額を記入する。品目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1（小数点以下切り上げ）の金額を記入する。

※iPadを購入する場合で購入価格が1台あたり34,800円を超えるときは、補助対象の上限である34,800円を記入する。